

令和 5 年度

南部広域行政組合教育事務点検評価報告書

令和 6 年 10 月

南部広域行政組合教育委員会

目 次

はじめに ······ 1

令和 6 年度南部広域行政組合教育事務点検評価員会議 ······ 1

教育に関する事務の点検及び評価等の実施に関する要綱 ······ 2

南部広域行政組合教育施策の大綱 ······ 4

点検評価について ······ 5

事務事業評価について ······ 6

事業名：島尻教育研究所

- (1) 研修事業
- (2) 調査・研究事業
- (3) 情報・広報事業
- (4) その他

事業名：適応指導教室 ······ 10

- (1) 教育相談事業

事業名：視聴覚ライブラリー ······ 11

- (1) プラネットリウム出張上映会
- (2) 視聴覚メディア講習会
- (3) 離島親子映写会
- (4) 視聴覚機材・教材搬送業務委託
- (5) 視聴覚教材機材の利用状況

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について議会に提出するとともに、公表することとされています。また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっています。

南部広域行政組合教育委員会では、この法律に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすため、教育主要施策の事務に関する点検評価を実施し、報告書にまとめました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○令和 6 年度南部広域行政組合教育事務点検評価員会議

- ・日付 令和 6 年 8 月 14 日（水）開催
- ・学識経験者は以下のとおり
 - (1) 大城直之 前糸満中学校長（学校教育関係者）
 - (2) 神里 智 南風原町立中央公民館長（社会教育関係者）

○教育に関する事務の点検及び評価等の実施に関する要綱

令和2年1月31日

教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等（以下「教育事務の点検評価」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。
(教育事務の点検評価)

第2条 教育事務の点検評価の対象は、前年度の南部広域行政組合教育主要施策の事務とし、年1回実施するものとする。

2 教育事務の点検評価を行うに当たっては、教育事務点検評価員へ意見を聴取する機会を設けるものとする。

(教育事務点検評価業務実施本部)

第3条 教育事務の点検評価の業務を的確、かつ円滑に執行するため、教育事務点検評価業務実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

2 実施本部は、教育次長、教育課長、島尻教育研究所所長及び島尻教育研究所主任指導主事をもって構成し、本部長は教育次長、副本部長に教育課長をもって充てる。

3 本部長は、実施本部を代表し、その事務を総理する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 実施本部の業務は次に掲げる事項とする。

- (1) 教育事務の点検評価の点検資料及び評価素案作成依頼に関すること。
- (2) 教育事務の点検評価の点検資料及び評価素案の確認検討に関すること。
- (3) 教育事務の点検評価の報告書案の作成に関すること。
- (4) その他教育事務の点検評価の実施に必要なこと。

6 実施本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(教育事務点検評価員)

第4条 法第26条第2項に規定する教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育事務点検評価員（以下「点検評価員」という。）を置く。

2 点検評価員は2人以内とし、教育長が委嘱する。

3 任期は委嘱した日の属する年度の翌年の末日までとする。

4 点検評価員は、教育委員会の依頼により教育事務の点検評価の結果に関し意見を述べるものとする。

(教育事務の点検評価の報告及び公表)

第5条 教育事務の点検評価の報告書の議会への提出は、評価対象年度の翌年度の定例会に行うものとする。

2 報告書は、前項の提出後、速やかにホームページで公表するものとする。

(結果の活用)

第6条 教育事務の点検評価の結果は、教育行政の計画立案、事務の改善、効率化等に活用する

ものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

南部広域行政組合教育施策の大綱

平成29年2月23日理事会決定

1. 基本理念

「Think Globally Act Locally」（地球規模で考え、足元から行動せよ）

地球規模で教育を考え、世界に羽ばたく人材を育てるために島尻地区の子供たちに寄り添った教育を展開することを基本理念とする。

2. 大綱の策定期限

当組合における事業については、目的と同じとする構成市町村の方針により協議が行われ、議会議決を経て組合規約に共同処理事務として実施されているため、教育事業に関する組合規約改正が行われない限り、原則、新たな大綱の策定は行わないものとする。ただし、理事会及び教育委員会より、見直す必要があると判断した場合には、組合規約に定める目的を逸脱しない範囲で大綱を策定することができる。

3. 基本方針

(1) 視聴覚ライブラリー事業

- ・視聴覚教育システムの整備及び教育水準の維持向上を図ります。

(2) 島尻教育研究所事業

- ・教育に関する調査・研究及び教育関係職員の研修を行い、資料提供並びに教育相談等の事業を通して島尻地区における教育研究の中核的存在とし、域内の教育を担う人材の育成を目指します。

(3) 適応指導教室「しののめ教室」

- ・心理的不安等不登校児童生徒に対し、適切な学習指導や体験活動等の援助指導を通して、自立心を高め社会性を身につけさせ学校生活への適応を図り、学校復帰を支援します。

点検評価について

(1) 点検評価対象年度

令和5年度実施事業

(2) 点検評価の方法

南部広域行政組合では、共同処理事務の状況を事業報告書にまとめ、決算審査が円滑に行われるよう努めてきました。このことから、教育事務点検評価員会議においては、点検評価に必要な資料が既に整理されていることを踏まえ、この事業報告書を活用し、教育事務点検評価を行うこととした。

また、南部広域行政組合は、市町村の一部事務を共同処理する組織であり、教育事務の範囲が限られていることから、評価の範囲を共同処理する3つの事務、「視聴覚ライブラリー事業」、「島尻教育研究所事業」、「適応指導教室（しののめ教室）」とする。

点検評価は、南部広域行政組合が策定した「教育施策の大綱」の方針を踏まえ、事務事業の必要性、効率性、有効性、公平性の観点から自己評価を行いました。また、客観性を確保するため、教育事務点検評価員会議を開催し、教育事務点検評価員として委嘱した外部の学識経験者より意見をいただく。

○評価基準

評価区分	内 容	評価の視点
S	施策の目的が十分に達成されている	<ul style="list-style-type: none">・施策目的が十分に達成された状態にある。・施策推進による顕著な成果が見られる。
A	施策の目的が達成されている	<ul style="list-style-type: none">・施策目的が概ね達成された状態にある。・実績や事業費に見合った十分な成果が出ている。など
B	施策の目的があまり達成されていない	<ul style="list-style-type: none">・施策目的が達成されているとはいえない状態にある。・実績や事業費に比して成果がやや低い。など
C	施策の目的が達成されていない	<ul style="list-style-type: none">・施策目的がまったく達成されていない。・実績や事業費に見合った成果が出ていない。など

事務事業の点検評価

事業名	島尻教育研究所	教育施策 の大綱 基本方針	教育に関する調査・研究及び教育関係職員の研修を行い、資料提供並びに教育相談等の事業を通して島尻地区における教育研究の中核的存在とし、域内の教育を担う人材の育成を目指します。		
令和5年度 決算額	30,174,233 円				
執行率	96.5%				
事業名	(1) 研修事業 ①長期研修 ②短期研修 ③教育講演会 ④自主参加講座				
事業内容	<p>国や県の動向を踏まえ、島尻地区の教育研究の中核的存在として、教職員の資質向上を図る。</p> <p>研修については、幼児教育、保・幼・こ・小連携、SDGs、ICT利活用など、学校課題や教職員のニーズに応じた実践研究に対応する。</p>				
評価区分	総合評価	評価説明			
内部評価	A	<p>長期研修事業については、研究員のそれぞれの研究テーマのもと、琉球大学教授や学識経験者（心理士）などの専門的な立場の方々と関わることにより、資質向上を図ることができた。</p> <p>短期研修では、学校課題や教職員のニーズに応じた教員研修を実施し、学校教員の質の向上に努めた。</p> <p>教育講演会では、県外より著名な講師を招聘し 310 名もの教育関係者が参加した。島尻地区内学校の授業改善・学校改善の一助となった。</p>			
外部評価 ・ 意見書	A	<p>新型コロナウイルス感染症が第5類に引き下げられ、コロナ前のように対面での研修活動ができるようになり大変良かったと思います。コロナ過で培われたオンライン研修やオンデマンド研修の仕様は研修効果や感染状況によって使い分けていいのではと考える。</p> <p>長期研修事業は貴研究所の主要事業であり、今後も大学や高等教育機関及び学識経験者等との連携を図り、研究・研修の深化・充実発展に努めていただきたい。令和5年度は長期研究員が前期2名、後期2名と減少した。長期研究員受け入れる際の臨任の確保が厳しい状況にあるが、県教育委員会と調整を図り長期研究員を増員できるようにしていただきたい。</p>			

事務事業の点検評価

事業名	(2) 調査・研究事業 ①各種データの整理・蓄積 ②蔵書一覧作成 ③調査・研究協力園事業 ④教育先進地域など視察研修	
事業内容	琉球大学、沖縄女子短期大学との連携の下、教育課題に対応した実践的研究などを実施し、その成果などについて、関係教育機関並びに教職員への啓発を行い、島尻地区の教育力の向上に資する取り組みに努める。	
評価区分	総合評価	評価説明
内部評価	A	<p>調査・研究協力園を津嘉山幼稚園に指定し、園内研修を支援すると共に町内の幼稚園・こども園・保育園に公開保育を行い、成果と課題を共有することができた。その結果をHPで公開し啓発活動に努めた。</p> <p>教育先進地域等視察研修では、「ICT・個別最適な学び」について、京都府京都市立西京極小学校を訪問した。ICTを活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」が充実していた。また「幼小中一貫教育」について、広島大学附属三原幼稚園小学校中学校を訪問し、多様な社会に適応する3次元「躍動する感性・レジリエンス・横断的な知識」の基礎となる資質・能力を育成する幼小中一貫カリキュラムの実践研究を視察した。</p> <p>今後の研究所の取り組みの糧として学ぶことができ、島尻地区の小中学校へ発信し、必要があれば支援していく体制が構築された。</p>
外部評価	A	<p>調査・研究協力事業では域内幼稚園を指定し園内研修を支援し研究成果をその自治体で共有することの意義を確認できた。さらに、域内の小学校・幼稚園・保育園へ周知しHPで公開している。教育研究所としては、引き続き、域内児童教育機関への支援を行うことが大切であると考えている。課題は市町村長部局に席を置くようになったこども園への教育研究所としてどう支援に関わるか、各市町村教育委員会と連携をどう図るかが鍵となろう。</p> <p>教育先進地域等の視察研修では、「ICT・個別最適な学び」「協働的な学び」「躍動する感性・レジリエンス・横断的な知識」等について視察し、今後の教育指導に生かすことができるであろう。今後の視察研修は、是非、域内市町村教育委員会とも連携した実施ができるかを探って頂きたい。</p>

事務事業の点検評価

事業名	(3) 情報・広報事業 ①ホームページの発信と更新 ②刊行物の発行 ③書籍の貸し出し ④研修終了者等へのフォローアップ ⑤広報活動（ポスター、チラシ作成と配布）	
事業内容	ホームページの充実を図り、学び直しのプラットホームとして活用を促す。刊行物を発行することにより研究所の内容を発信する。	
評価区分	総合評価	評価説明
内部評価	A	ホームページの発信と更新では、「学びの支援サイト」を更新。学びの支援サイトについては、「個別最適な学び」に向けた取り組みや「探求型学習」「芸術」「スポーツ」「科学」「キャリア教育」など様々な分野についてのサイトがあり、児童・生徒だけでなく、教師や保護者などの学びの支援となっている。 研究報告を発信する中で、学校現場の校内研修等で役立てている。
外部評価	A	「学びの支援サイト」をホームページに追加・支援することで児童・生徒だけでなく、教師・保護者への支援にも大きく寄与している。特に不登校児童生徒の学習に役立っている。引き続き、サイトのPRお願いしたい。

事務事業の点検評価

事業名	(4) その他 ①教育研究所運営委員会 ②全県指導主事等連絡協議会 ③市町村指導主事等研修会 ④JICA（国際協力機構）との連携 ⑤県内大学との連携協定	
事業内容	教育研究所運営委員会を軸とした運営を実施する。 他機関や県内大学（琉球大学、沖縄女子短期大学）との連携をさらに強化し、お互いにとって利益のある取り組みを行う。	
評価区分	総合評価	評価説明
内部評価	A	琉球大学と沖縄女子短期大学との連携強化を図ることができた。 「先輩教師から学ぶ」では、教育実習前後の学生の不安や悩みなどをへ助言をするなど有意義な学びを提供することができた。 JICA 研修連携においては、発展途上国の現状を知ることができた。
外部評価	A	琉球大学と沖縄女子短期大学と連携推進会議を各2回更なる連携強化を図ったことは今後に向けて意義深い。また、「先輩教師に学ぶ」事業は、教師を目指す大学生にとって大きな支援となり、教師を志す離れの一助となっていると考える。 学校における働き方改革が進められており、業務負担軽減や教育の質の向上の取り組みが進んできたなかではあるが、教育研究所としても事業内容を精査する必要がないかを議論して頂いたい。

事務事業の点検評価

事業名	適応指導教室	教育施策 の大綱 基本方針	心理的不安等不登校児童生徒に対し、適切な学習指導や体験活動等の援助指導を通して、自立心を高め社会性を身につけさせ学校生活への適応を図り、学校復帰を支援します。		
令和5年度 決算額	3,521,966円				
執行率	90.5%				
事業名	(1) 教育相談事業 ①適応指導教室「しののめ教室」の運営 ②域内適応指導教室等への支援等				
事業内容	心理的要因等によって登校できない児童生徒に対し、学校や家庭以外の安心できる居場所をつくる。 集団生活への適応、情緒の安定、学習の補充、基本的生活習慣の改善等の活動を通して自立心・社会性を育み社会的自立を支援する。				
評価区分	総合評価	評価説明			
内部評価	A	<p>令和5年度の利用状況については、正式入室、体験入室を合わせて小学生5名、中学生10名、合計15名（正式入室は10名）であった。学習指導や体験活動、教育相談等を通して寄り添いながら支援することができた。その結果、中学3年生3名ともに高等学校（全日制1名、通信制2名）へ進学した。</p> <p>域内適応指導教室（とびうお教室、とよむ教室、ハート教室）と連携し、合同体験学習（15回）、担当者連絡会（5回）を実施した。各教室との情報共有に努めると共に、学習会を合同で実施する等職員間の交流を深め、児童生徒への支援体制強化を図ることができた。</p> <p>沖縄県適応指導教室連絡協議会へも積極的に参加し、担当教諭向けの研修会や児童生徒向けのスポーツ交流会、体験活動交流会など様々な活動体験することができた。</p> <p>臨床心理に関しては、児童・保護者はもちろん職員のメンタルヘルスへも対応していただいた。また、担当教諭や支援員に対して児童生徒の見立て、アセスメントの勉強会も行った。</p>			
外部評価 ・ 意見書	A	<p>不登校の要因や背景が多様化・複雑化し、より良い丁寧な対応が必要な状況になっているが、支援体制を確立して様々な取組を行っていることに厚く感謝したい。</p> <p>令和5年度の正式入室児童生徒は小中学校合わせて10名で、学習活動や体験活動、教育相談等を個に応じた対応を行っている。特に中学校3年生については3名全員が高校に進学したことは大きな成果と言える。</p> <p>域内適応指導教室、沖縄県適応指導教室連絡協議会との連携や研修会、合同体験学習、スポーツ大会など支援体制の強化を図っている。</p> <p>また、臨床心理士を招聘しての社会的スキルの向上を目的にしたトレーニング等の実施、また、児童生徒、保護者はもちろん職員のメンタルヘルスへの対応、アセスメント勉強会も行っている。</p> <p>最後に、教育施策の大綱の基本方針についても議論を重ねて、より良い教室運営を行うことに期待したい。</p>			

事務事業の点検評価

事業名	視聴覚ライブラリー	教育施策 の大綱 基本方針	視聴覚教育システムの整備及び教育水準の維持向上を図ります。		
令和5年度 決算額	3,431,277 円				
執行率	89.8%				
事業名	(1) プラネタリウム出張上映会				
事業内容	<p>映写会を行うことによって、星座への興味・関心を高めるとともに、視聴覚教育の啓発を図る。</p> <p>市町村共催事業として実施し、令和5年度は南城市、与那原町、南風原町で行う。</p>				
評価区分	総合評価	評価説明			
内部評価	A	<p>令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、参加対象を団体から一般へと戻したところ、未就学児から大人まで幅広い年齢層の参加があり、星座に関心を示す様子が見られ学びの場を提供することができた。</p> <p>また、市町村教育委員会との共催事業であるため、市町村担当者と連携しながら円滑に進めることができた。</p>			
外部評価 ・ 意見書	A	<p>星座への興味・関心を高めるとともに、視聴覚教育の啓発を図る目的で令和5年度は輪番で南城市、与那原町、南風原町で実施。魅力的な事業であるので今度とも、市町村教育委員会と連携しながら継続して頂きたい。</p>			

事務事業の点検評価

事業名	(2) 視聴覚メディア講習会	
事業内容	<p>パソコンやスマートフォン等の普及と同様に、タブレット端末の利用者も増加している中、研修や講習の少ないタブレット端末の利用方法等の学習機会を提供する。</p> <p>市町村共催事業として実施し、令和5年度は糸満市、豊見城市、八重瀬町で行う。</p>	
評価区分	総合評価	評価説明
内部評価	A	<p>令和5年度は前年度に参加者がいなく開催できなかつたことを踏まえ、講習内容を見直し、チラシの作成や市町村広報誌へ案内記事を掲載するなど広報活動を行い実施した。iPadの初級編として体験型の講習会を開催したところ、初めてiPadに触れる方がほとんどで有意義な学びの場を提供することができた。</p> <p>また、市町村教育委員会との共催事業であるため、市町村担当者と連携しながら円滑に進めることができた。</p>
外部評価	A	<p>令和5年度は、前年度開催出来なかつたことを踏まえ、講習内容や市町村広報誌での案内等で有意義な学びの場の提供ができた。</p> <p>今後とも市町村教育委員会と連携し講習内容等を検討しに事業を実施して下さい。</p>

事務事業の点検評価

事業名	(3) 離島親子映写会	
事業内容	<p>地域住民や親子の交流の場を提供するとともに、視聴覚教育の啓発を図る。</p> <p>市町村共催事業として実施し、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村で行う。</p>	
評価区分	総合評価	評価説明
内部評価	A	<p>令和5年度も視聴覚教育の啓発活動として、全離島村（5村）で視聴覚機器を活用して映写会を実施することができた。地域の交流の場を提供することができたとともに、普段では体験することができない大型スクリーンに映し出される迫力ある映像と音を提供することができた。</p> <p>また、市町村教育委員会との共催事業であるため、市町村担当者と連携しながら円滑に実施することができた。</p>
外部評価	A	<p>離島の地域住民や親子の交流の場を提供するとともに、視聴覚教育の啓発を目的に渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村実施。島の方々が集まって鑑賞会を開催することは有意義である。今後も市町村教育委員会と連携しながら継続して頂きたい。</p>

事務事業の点検評価

事業名	(4) 視聴覚機材・教材搬送業務委託	
事業内容	管内利用団体へ無償で搬送・回収することで利用促進を図る。	
評価区分	総合評価	評価説明
内部評価	A	令和5年度は年間140日間（月・水・金）搬送回収業務を行い、借用する遠方の団体や日中多忙である幼小中学校、保育・こども園や福祉施設などの負担軽減にも繋がっており、安定的な利用に努めることができた。
外部評価	A	管内利用団体へ無償で搬送・回収業務は利用者の負担軽減に繋がり、今後も継続して頂きたい。

事務事業の点検評価

事業名	(5) 視聴覚教材機材の利用状況	
事業内容	視聴覚機器及び視聴覚資料を集中管理し、社会教育及び学校教育に対し貸出しを行い教育水準の維持向上を図る。	
評価区分	総合評価	評価説明
内部評価	A	令和5年度は前年度に比べ全体的には2%増加と大きく増加はないが、団体別で見ると保育園・幼稚園・こども園で15%の増加、学童で10%の増加、自治会で38%の増加があった。職員研修や地域行事などで視聴覚機器の効果的な活用の定着につながっている。今後もニーズに合った機器等の整備や広報活動によって利用率の向上に努めていきたい。
外部評価	A	教材機材を集中管理し関係者に貸し出し教育水準の維持向上を図ることは、特に機器が整備されてない自治会や団体等には効率的である。今後とも広報活動等で利用率向上に努めて頂きたい。